

吸収分割に関する事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2022年7月31日

株式会社フォースリー

株式会社KeyHolder

2022年7月31日

吸収分割に係る事後開示書面

東京都目黒区青葉台四丁目7番7号  
住友不動産青葉台ヒルズ8F  
株式会社フォースリー  
代表取締役社長 林 勇 輝

東京都渋谷区東三丁目16番3号  
株式会社KeyHolder  
代表取締役社長 大 出 悠 史

株式会社フォースリー（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社KeyHolder（以下「承継会社」といいます。）は、2022年6月17日付け吸収分割契約に基づき、2022年7月31日を効力発生日として、分割会社がインターネット広告事業及びインターネットメディア事業に関して有する権利義務の一部を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）  
2022年7月31日
2. 吸収分割会社における会社法第784条の2並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
  - (1) 吸収分割をやめることの請求  
本件吸収分割は、会社法第784条の2ただし書に定める場合に該当するため、会社法第784条の2の規定に基づく請求権は発生しません。
  - (2) 反対株主の株式買取請求手続  
本件吸収分割は、会社法第785条第1項第2号に定める場合に該当するため、分

割会社は、会社法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 新株予約権買取請求手続

分割会社は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に該当する新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者保護手続

本件吸収分割において、分割会社から承継会社への債務の承継は、重畳的債務引受の方法によって行われたため、本件吸収分割後、分割会社に対して債務の履行を請求することができない債権者は存在しないため、該当事項はありません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 並びに第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 吸収分割をやめることの請求

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に定める場合に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく請求権は発生しません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に定める場合に該当するため、会社法第 797 条第 1 項本文の規定に基づく請求権は発生しません。

(3) 債権者保護手続

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2022 年 6 月 29 日付け官報及び同日付けで開始した電子公告により、その債権者に対して、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項所定の事項を公告しましたが、申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2022 年 7 月 31 日をもって、分割会社から、分割会社がインターネット広告事業及びインターネットメディア事業に関して有する権利義務の一部を承継しました。

5. 吸収分割による変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）  
2022 年 8 月 5 日に行う予定です。
6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）  
該当事項はありません。

以上